

課名及び職名の読替に関する規程

(令和5年3月31日理事長決定)

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学事務分掌規則の改正（令和5年3月31日理事長決定。令和5年4月1日施行）に伴う課名及び職名の読替について、必要な事項を定めるものとする。

(課名の読替)

第2条 この規程の施行前に施行された規程における課名の使用について、「総務広報課」とあるのは、この規程の施行日をもって、「総務課」と読み替えるものとする。

(職名の読替)

第3条 この規程の施行前に施行された規程における職名の使用について、「総務広報課長」とあるのは、この規程の施行日をもって、「総務課長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。